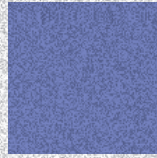


第3部

都市づくりの進め方



第1章 市民と行政の協働

市民と行政の協働による都市づくり

市内で活動する団体や事業者などを含めた市民と行政の対話を深め、幅広い協働を進めます。

多様な媒体、手法を活用して、市政に関する情報の共有を進めます。

行政が行うべきこと、市民と行政が協働で行うべきこと、市民が行うべきことなど、市民と行政の役割分担を明確にして、協働による都市づくりを進めます。

ボランティア活動やコミュニティ活動、NGO*・NPO*活動など、市民の自主的な活動と行政との連携を深めていきます。

計画策定や事業実施の段階、施設の運営など様々な場面において、市民と行政が協働できる仕組みづくりを進めるとともに、施策の評価についても意見交換を行うなど連携を深めていきます。

(基本構想「5 実現に向けて」より)

■ 施策体系

第1節 協働による都市づくり

(1) 情報の共有

(2) 協働の推進

第2節 市民活動の支援

(1) 市民の自主的な活動の支援

(2) 企業による社会貢献活動の促進

第1節 協働による都市づくり

基本的な考え方

真に豊かな市民生活のあり方への関心が強まる中で、様々な分野で自由時間を生かした市民のボランティア活動などが増加するとともに、都市づくりに対する市民の参加意識が高くなっています。

一方、行政が中心となって市民の多様な価値観やライフスタイルに対応し、きめ細かな市民サービスを提供しようとする、効率低下する面があります。また、財政状況が厳しくなる中で行政の役割を見直すことも求められています。

このため、各種の団体や企業を含む市民と行政とが互いの役割と責任を自覚して、協働による都市づくりを進めていくものとします。

特に、協働は、行政が必要とする範囲で市民に一定の役割を期待するのではなく、「市民と行政とが対等のパートナーとしてともに都市づくりを担う」ことを基本とするものです。このため、行政による情報公開、情報提供を基礎として透明性の高い市政運営を進め、市民と行政とが対話を深めながら情報を共有し、相互の信頼関係を築いていくことが必要であり、都市づくりの中で協働を実現していくための仕組みづくりに取り組みます。

施策体系

協働による都市づくり

(1) 情報の共有

(2) 協働の推進

施策展開

(1) 情報の共有

- 個人情報の保護を徹底しながら、情報公開制度の適切な運用に努めるとともに、広報紙やホームページをはじめ様々な媒体や手法を活用して、市政に関する情報提供を積極的に進めます。
- 市長への提案制度をはじめとした広聴の充実に努め、市民ニーズや市民の考え方の的確な把握に努めます。
- 電子会議室の開設など、IT*の積極的な活用を図る中で、様々な機会を活用して都市づくりを考えるための素材を市民に提供するとともに、率直な議論を通じて問題点や課題などの認識の共有を図ります。

(2) 協働の推進

① 協働の仕組みづくり

- 協働を基本理念に、区民の意向を区政に反映していくことを目的とした区民会議*を設置するとともに、地域でまちづくり活動を行う団体をコミュニティ会議*と位置付け、地域の特性を生かしたまちづくりを進めます。
- パブリックコメント制度*をはじめ、協働の仕組みづくりとその内容の充実に努めます。
- 身近な区行政への分権、組織横断的な行政運営の仕組み、組織や前例にとらわれない柔軟な政策形成能力を持つ市職員の育成など、協働を担える行政運営の体制づくりを進めます。

② 行政運営の各段階における協働の推進

- 各種審議会、委員会における委員の公募など、政策形成段階における協働を推進します。
- 道路や公園の整備、地域イベントの開催などに関する事業計画の策定段階において、ワークショップ*手法をはじめ事業特性に応じた形態を考慮しながら、協働による計画づくりに取り組みます。
- 公共施設の管理・運営、地域イベントの開催など、事業実施段階における協働を推進します。
- 施策評価の段階についても、外部の有識者などの意見も取り入れながら、成果を重視して評価を行う仕組みを構築し、行政サービスを受ける市民の立場に立った評価を進めます。

③ 市民主体によるまちづくりの支援

- 市民が自覚と責任を持ち、様々なまちづくり活動に自主的に取り組んでいけるよう、積極的に支援していきます。

第2節 市民活動の支援

基本的な考え方

「市民と行政との協働」とは、市民独自のまちづくり活動の活性化をも期待するものです。このため、様々な分野のボランティア活動やコミュニティ活動など、住み良いまちづくりに向けた市民活動の活性化を図るよう支援を進めます。

施策体系

市民活動の支援

(1) 市民の自主的な活動の支援

(2) 企業による社会貢献活動の促進

施策展開

(1) 市民の自主的な活動の支援

- NPO*、NGO*を含む多様な市民活動を支援する機能を充実して、情報提供や人材育成、相互交流など市民の主体性を尊重しながら、その活動を支援する場を確保します。
- ボランティアセンターの機能強化を図りながら、ボランティアの人材の育成、ネットワークづくりを支援します。
- 自治会の活動など、地域に根ざしたコミュニティ活動の活性化に向けた支援に努めます。
- 様々な市民活動の情報が市民の間で共有されるよう、IT*を含む多様な手段を活用して、情報発信を支援します。

(2) 企業による社会貢献活動の促進

- これからの時代の企業には、地域社会の一員として地域社会に貢献することが求められるという認識から、ボランティア活動や企業施設の市民への開放など、企業の社会貢献を働きかけていきます。

第2章 将来を見据えた行財政運営

効果的で効率的な行財政運営による都市づくり

限られた財源のもと行財政改革を進め、簡素で効率的な行政運営、健全で安定した財政運営を基本に、計画的な行財政運営に努めます。

行政評価システム*の構築、電子市役所*の構築、PFI*の活用など、その時代の要請に応じた新しい試みにも積極的に取り組みます。

公共施設については、既存施設の有効活用を積極的に進めるとともに、維持管理や運営の効率化、機能性の向上を図ります。

行政区への分権を推進するとともに、各行政区の特性を生かし、区民の意向を反映した身近な行政運営を進めます。

情報公開制度の運用や広報の充実などにより、市民への説明責任を果たし、透明性の高い市政運営を進めるとともに、個人情報の保護に努めます。

広域的な課題に対応し、国・県、他の政令指定都市および近隣市町村との連携を深め、政令指定都市として担うべき役割を果たしていきます。

(基本構想「5 実現に向けて」より)

■ 施策体系

第1節 行財政改革の推進と新しい発想・手法を取り入れた行財政運営

- (1) 新しい発想による行財政システムの構築
- (2) 財政基盤の確立
- (3) 電子市役所の構築
- (4) 市政運営の透明性の向上

第2節 公共施設の適正な配置

- (1) ソフト面の充実
- (2) 既存施設の有効活用
- (3) 新規整備に当たっての重点化

第3節 区民に身近な行政区の運営

- (1) 区役所の組織体制の確立と運営
- (2) 区民に開かれた区行政の展開

第4節 政令指定都市にふさわしい広域行政の展開

- (1) 地方分権の促進
- (2) 21世紀の首都圏を見据えた広域行政の推進
- (3) 県及び近隣都市などとの連携の推進

第1節 行財政改革の推進と新しい発想・手法を取り入れた行財政運営

基本的な考え方

我が国の経済活動が低迷を続け、財源の大きな伸びが期待できない中で、少子・高齢化の進行、価値観の多様化などを背景として行政需要は増大を続けており、限られた財源や人材を重点的に配分し、効率的で効果的な行財政運営を進めることが一層重要性を増しています。

このためには、単なる「合理化」や「縮減」という改革でなく、行政運営の基本的な発想転換が必要であり、「何をやるか」という観点に加えて「いかにやるか」という観点が重要になっています。このため、「さいたま市行政改革大綱」(平成14年2月)に基づき、さらに新しい発想も取り入れて、継続的に行財政改革を推進します。あわせて、健全で安定的な財政運営の確保を基本として、行政課題に積極的に取り組む職員を育成しながら、行政評価システム*の構築、電子市役所*の構築やPFI*の活用など、新しい試みにも積極的に取り組んでいきます。

また、市民への説明責任を果たすとともに、市民との協働を進めるため、市政運営の透明性の向上に努めます。

施策体系

行財政改革の推進と新しい発想・手法を取り入れた行財政運営

- (1) 新しい発想による行財政システムの構築
- (2) 財政基盤の確立
- (3) 電子市役所の構築
- (4) 市政運営の透明性の向上

施策展開

(1) 新しい発想による行財政システムの構築

① 行財政改革の推進

- 民間企業のマネジメント手法など、従来の行政の考え方や枠組みにとらわれない方法を取り入れ、行財政運営の改革に取り組めます。

② 組織機構の再編・整備と職員の意識改革

- 簡素で効率的な行政組織機構を基本としながら、政策立案機能、区役所を含めた総合調整機能の強化を図ります。
- 職員の意識改革を進め、市民とともに考え、課題に取り組んでいく姿勢を養います。
- 地元の大学や地域の人材の活用により、職員の能力開発、地方分権を担える政策形成能力の向上を図ります。

③ 行政評価システムの構築

- 政策・施策・事務事業を体系的に評価するとともに、計画の進行管理も行えるよう、行政評価システム*を構築していきます。

④ 民間参入の促進

- 公共性の確保に留意しつつ、可能な場合には、民間企業などによる適切なサービス提供を促進します。
- 事業コストの削減やより質の高い公共サービスの提供など、PFI*のメリットが得られる事業については、その導入を進めます。

(2) 財政基盤の確立

- 一般会計、特別会計、地方公営企業会計及び出資法人を含めた総合的な財政運営に努めます。
- 地方財政の厳しい状況に対応できるよう、長期的に安定した財政運営を目指し、市税などの自主財源の確保、受益者負担の適正化、また、地方自治体の課税自主権の拡大を活用した新たな課税のあり方の研究を進めるとともに、経常的経費などの見直し、抑制を図ります。
- 多様化、複雑化する大都市特有の行政需要に対応するため、政令指定都市が担っている役割に応じた税財政制度の確立を国に対して積極的に働きかけていきます。

(3) 電子市役所の構築

- 行政サービスの向上や行政事務の効率化、質の向上、市民との意見交換・情報の共有など、行政運営の全般にわたってIT*技術を活用していきます。
- 個人情報の保護対策に万全を期しながら、常に安全で信頼性の高い電子市役所*のサービス提供に努めます。

(4) 市政運営の透明性の向上

- 情報公開制度を適切に運用するなど、個人情報の保護を徹底しながら、情報公開制度の適切な運用に努めるとともに、市政に関する情報提供を積極的に進め、市政運営の透明性の向上を図ります。
- 外部監査制度*の活用により、市政運営の改善、市政運営の透明性の向上を図ります。

第2節 公共施設の適正な配置

基本的な考え方

極めて厳しい地方財政の状況下で、いわゆる箱物整備については全国的に抑制の方向となっています。本市においても、財源確保が難しくなる中で行政需要は増大することが見込まれており、原則として新規整備は抑制していくことが必要です。また、平成13年5月に3市合併により新たに誕生した本市では、さいたま市としての一貫性ある施設配置方針の確立が求められています。

これらの状況を踏まえ、市民利用施設（箱物の公共施設で市民のだれもが自由かつ選択的に利用できる施設）については、既に相当程度の整備水準にあることから、「公共施設適正配置方針」（平成15年3月）に基づき、原則として新規整備を抑制するとともに、ソフト面の充実、既存施設の有効活用、新規整備に当たっての重点化により、市民サービスの維持・向上を図ります。また、市本庁舎について、中長期的な観点から検討していきます。

施策体系

公共施設の適正な配置

- (1) ソフト面の充実
- (2) 既存施設の有効活用
- (3) 新規整備に当たっての重点化

施策展開

(1) ソフト面の充実

- 運営面やサービス面の充実、施設の体系化、周辺施設との連携協力、PFI*手法などの積極的な活用、市民との連携協力など、ソフト面の充実を図ります。

(2) 既存施設の有効活用

- 施設の有効活用、施設の転換や統廃合、施設の長寿命化など、既存施設の有効活用を推進します。

(3) 新規整備に当たっての重点化

- 新規整備については抑制しつつ、ソフト面の充実、既存施設の有効活用を踏まえて検討することとして、重点化を図ります。

第3節 区民に身近な行政区の運営

基本的な考え方

人口100万人を超える政令指定都市としての総合的な都市づくりを進める一方で、各地域の特性を生かした市民に身近なきめ細かなまちづくりへの取り組みが重要です。このため、区行政の拠点となる区役所の組織体制の確立を図りながら、行政区への分権を基調とする都市づくりを進めます。

施策体系

区民に身近な行政区の運営

(1) 区役所の組織体制の確立と運営

(2) 区民に開かれた区行政の展開

施策展開

(1) 区役所の組織体制の確立と運営

- 区役所を地域振興の拠点と位置付け、行政の縦割りにとらわれず、市民ニーズや地域の課題に総合的に対応するとともに、きめ細かいサービスを提供できるよう、充実した機能を配置します。
- 各行政区が独自性を発揮できるよう、各区の「まちづくり推進事業」への予算配分を行うなど、行政区の権限強化を図ります。

(2) 区民に開かれた区行政の展開

- 区民会議*やコミュニティ会議*などとの連携を図り、区民との協働を進めて、開かれた区行政を展開します。
- コミュニティ活動などの様々な活動を支援し、行政区の特性を生かした個性あるまちづくりを進めます。

第4節 政令指定都市にふさわしい広域行政の展開

基本的な考え方

市域を超えて広がる市民生活や都市活動を支えるため、道路・交通網の整備、環境の保全など、広域的な視点による都市づくりが必要不可欠となっています。また、政令指定都市として、21世紀の我が国を牽引する首都圏の発展に向けた取り組みも求められます。

このため、他の政令指定都市などと連携して、国と地方自治体の役割分担など、それぞれのあるべき姿を追求し、地方分権を進めるとともに、首都圏の都県や近隣諸都市などとの連携を進め、広域行政に積極的に取り組んでいきます。

施策体系

政令指定都市にふさわしい広域行政の展開

(1) 地方分権の促進

(2) 21世紀の首都圏を見据えた広域行政の推進

(3) 県及び近隣都市などとの連携の推進

施策展開

(1) 地方分権の促進

- 真の地方自治の実現と政令指定都市の責務にふさわしい行財政権限の確立に向けて、全国の政令指定都市との連携のもとに、国と地方自治体の役割分担の見直しをさらに働きかけていきます。

(2) 21世紀の首都圏を見据えた広域行政の推進

- 首都圏の都県や政令指定都市などと連携して、首都圏内の機能分散と都市機能の交流・連携を基調とする21世紀の首都圏のあり方について研究を進めます。
- それぞれの地域の資源やポテンシャルを活用しながら、首都圏全体の活性化に向けた広域的な計画・事業の推進を図ります。

(3) 県及び近隣都市などとの連携の推進

- 埼玉県をはじめとする関係機関との連携を深め、各種施策や事業の実施の調整など、効果的で効率的な行政運営に努めます。
- 政令指定都市としてのリーダーシップを発揮して、積極的な問題提起を行いながら、県内の近隣都市と連携して広域的な課題に取り組み、市民サービスの向上と行政運営の効率化を図ります。